

みらい財第 1 4 5 号
平成 2 4 年 1 1 月 7 日

各部課等の長 様

つくばみらい市長 片 庭 正 雄

平成 2 5 年度予算編成方針について（通知）

わが国の経済は、東日本大震災の復興需要を背景に、穏やかな回復を続けてきましたが、こここのところ、従来から抱えていた財政危機や、長引くデフレ等の内なる構造的課題により回復ペースは鈍くなっています。また、海外経済の減速の影響を受け、輸出や生産が鈍っており、景気の先行きに不透明感が強まっています。

さらに、社会保障と税の一体改革関連法の成立を受け、消費税の増税や税制改正など本市の行財政運営に影響を及ぼす動きが出てきています。また、今後も国から地方への税源と権限の委譲など、地方分権に向けた動きも加速しつつあります。

また、地方財政では、「中期財政フレーム」(平成 2 5 年度～平成 2 7 年度)の改定を平成 2 4 年 8 月に閣議決定し、税制の抜本的な改革や恒久的な歳出の削減など、新たな歳入・歳出両面にわたる取り組みを定めました。このような事からも、歳出削減に伴う地方への影響など、国の動向を注視するとともに、これらの実効性を左右する政局の動向にも十分注意しなければなりません。

本市では、新基本計画に基づき「計画的財政運営の推進・歳出の効率化・自主財源の確保・市有財産の管理の充実」の徹底を図るとともに、市民が真に必要とする施策を実施するため、限られた財源を戦略的に重点配分し、本市の将来像である「**“みらい”を担う子どもたちに誇れるまちに向けて**」の実現に向け、取り組んでいくことが重要です。

歳入においては、自主財源である市税は過去 3 年間で、平成 2 1 年度に景気の低迷等の影響を受け、法人税が減額となりましたが、平成 2 2 年度は前年度に比べ約 3 億 4, 6 0 0 万円、平成 2 3 年度は都市計画税約 3 億 5, 3 0 0 万円を含め、前年度に比べ約 6 億 2, 4 0 0 万円と大きな伸びとなりました。しかしながら、依存財源である地方交付税を始め、国庫支出金等は、前年度に比べ大幅な減少で自主財源と相殺されてしまう状況であります。

一方、歳出では、義務的経費である人件費及び扶助費でそれぞれ増額となり、物件費、補助費及び繰出金が増額となるなど、経常的経費が依然として増加を続けており、今後も懸念されるところとなっています。

このような状況に対し、市長等の給与削減や職員給与の人件費の抑制を図り、内部努力を行ったにもかかわらず、平成23年度決算に基づく経常収支比率については、87.2%と、前年度に比べ3.7ポイント悪化しました。

また、合併特例債事業の道路、庁舎の整備やみらい平の区画整理事業の小学校やコミュニティセンターの建設など、今後、多額の地方債を発行しなければなりません。よって、体力のある時に財政調整基金等への積立も重要になると考えられます。

そういった中で、行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき、自立した行財政運営の推進として、健全な財政基盤の確立と公営企業等・特別会計の経営の健全化の確保に努めなければなりません。

政治・経済の極めて不透明で先の見通しが困難な状況において、新たな課題に対応するため、市においては今後一層の努力が必要になってくると考えられます。

平成25年度予算の編成においては、これらのことを踏まえ、引き続き健全化に努める一方、事務事業の効果を見極めたうえで、本市を取り巻く厳しい現況を十分認識され、予算要求されるようお願いいたします。

また、必要な経費を的確に算定し、予算に不足額や多額の不用額を出さないよう留意するほか、一般財源からの支出を可能な限り抑制するよう調査・研究して、作業に当たるよう更なる努力をお願いいたします。

1 予算編成の基本方針

平成25年度予算編成に当たっては、厳しい財政運営が続くことを十分認識の上、以下に掲げる方針を基本として予算編成することとする。

(1) 新基本計画の実現

つくばみらい市総合計画新基本計画に基づき、「“みらい”を担う子どもたちに誇れるまちに向けて」の実現に向け、重点施策や各施策の取組方針を十分に踏まえ、予算編成に当たること。

(2) 事務事業の抜本の見直し

すべての事務事業について、聖域を設けず抜本的な見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により、限られた財源を有効に活用し、持続可能で健全な財政構造の確立に取り組むこと。

(3) 事業の計画的な推進

本市では、今後、合併特例債事業の進展やみらい平の学校建設等、多大な財政支出が見込まれていることから、投資的経費や維持補修経費を始めとした継続的な事業にあっては、年次計画及び財源計画を作成、若しくは見直しを行うなどして、計

画的な予算要求を行うこと。また、事業の緊急度及び優先度に応じて予算要求を行うこと。

2 歳入に関する事項

景気が回復せず横ばい状況にあるものの、市においては平成23年度から賦課を始めた都市計画税の収入分を除いても、市税はここ2年増額の傾向にあります。しかしながら、現状の景気のままでは、地方交付税等の国からの交付税・交付金、さらには国庫支出金等の減額も想定されます。

そのような中、小学校やコミュニティセンターの建設に伴い、これまでにない市債を發行せざるを得ない状況になります。

財源不足を市債で補うことも、予算編成上は必要ですが、後年度の公債費負担が今後の財政運営の足かせにもなりかねません。

これらのことから、国や県の動向に注視し、財源確保に努めるようお願いします。

(1) 市税

近年、予算額と決算額とに大幅な乖離が見られるので、過去の収入率を精査し、適正な市税の積算を行うこと。

(2) 地方交付税，地方譲与税及び交付金

国の予算編成方針，地方財政計画及び関係法令の動向に注意し，確実な予算見積もりを行うこと。

(3) 使用料，手数料

受益者負担の原則から，サービスの提供と受益者の費用負担が適正な負担であることを再度検証し，負担の適正化を図ること。施設利用者の増加を目指すため，新たなアイデアで効率的な施設運営に努めて適切に見積もること。

(4) 国，県支出金

国，県の予算内容及び交付基準については，社会情勢等の状況により改定されることから，その動向には十分注意し，変更された経費の安易な一般財源への肩代わりは行わず，事業の継続，延期，中止又は受益者負担の増額などの十分な検討を行うこと。

(5) 財産収入

未利用市有財産については，売却を促進し，売却が出来ない市有財産については，貸し付けを行うなど積極的な管理費の削減に努めること。

(6) 市債

健全な財政運営を確保するためには、指標となる実質公債費比率を、常時18%以下に抑えなければならないことから、新市建設計画に基づいた合併特例債事業以外の新規発行債については、十分に検討した上で見積もること。

(7) その他の収入

「つくばみらい市広告掲載要綱」に基づき、積極的に市の公共物等を広告の媒体として活用し財源を確保すること。

「つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例」のPRを行い、新たな財源確保に努めること。

3 歳出に関する事項

小学校等の建設事業に多額の予算が必要となる中、景気が横ばい状況では一般財源が不足することは、十分に想定されます。

職員全員が、現在の財政状況を真摯に受け止めた上で、事業の必要性、費用対効果等について精査し、歳出削減に努めてください。

(1) 人件費

報酬

「つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に準拠した報酬額を計上すること。嘱託職員については、「つくばみらい市嘱託職員の任用に関する規則」により予算措置すること。

職員給

現員の算定基準日を平成24年10月1日とし、給与水準の適正化、合理化に努力しつつ、現行の給料表で見積もること。併せて、退職者や新規採用職員を考慮、加味した予算措置とすること。また、定員管理に徹し、給与関係経費の縮減と抑制を条件としながら適正な予算額を措置すること。

なお、職員給を含めて職員手当等、共済費に関しては、総務課からの周知、指示によること。

共済費等

制度改正の動向を注視、把握し見積もること。

(2) 扶助費

国、県の支給基準等の改定があった場合には、単価等を十分精査、検証のうえ見積もるとともに、支給対象人員に脱漏がないように配慮すること。

(3) 物件費

経常収支比率の低減を最大の狙いとし、日常業務での節約に配慮しながら全体経費の削減、縮減に努めること。なお、原則、年度内の増額補正は認めないので、的確な算定を行うこと。

賃金

職員が育児休暇等の取得により臨時職員を雇用する必要がある場合は、総務課と協議の上、予算計上すること。

旅費

各種審議会、委員会等主催の宿泊を伴う研修は、真に事業効果を発揮できる事業に限定し、研修先は、関東一円及び隣接県を対象とする。定期的な大会やセミナー等は、基本的に参加を認めない。公共交通機関を利用した出張については、実費支給とする。なお、日当は、支給の対象から除外する。

消耗品

- (ア) 作業着については、総務課で一括して予算計上することとする。
- (イ) 事業費支弁事務費は、各事業費目に計上することとし、それ以外の事務用品については、原則として総務課で一括して予算計上することとする。
- (ウ) 紙媒体による情報（追録、定期刊行物等）の入手を専らとすることなく、インターネットなど他の手段を講じることで事務効率を向上させ、経費の削減に結びつくものを分類しながら予算計上すること。

燃料費

省エネ運転を基本とし、原油価格の高騰を視野に入れ、さらに前年度決算額とを対比しながら適正な消費量を積算し、別途指示した単価に基づき見積もること。

食糧費

昼（夕）食の時間帯を避けた会議設定を基本としながら、やむを得ず提供しなければならない時には、別途指示した額で見積もること。

印刷製本費

広報紙、ホームページ等を情報伝達手段の第一選択肢とし、複写機の安易な使用は止め、印刷機の積極的な活用を考慮すること。また、印刷を依頼する場合には、印刷数量を十分精査し、無駄や追加増刷をなくすこと。

カラーコピーは、原則使用しないこととし、利用は、必要最低限とすること。

光熱水費

事務環境の創出に配慮した室温管理の徹底や昼休み等の消灯による節電を顧慮した経費の計上とする。冷暖房の設定については、暖房20度（寒い時は着る）、冷房28度とするエコロジー利用とすること。

修繕費

将来、大規模な補修が発生しないように常に施設の維持管理を適切に行い、工事

請負費に属さない経費を計上すること。積算が困難な修繕工事については、数社から参考見積書を徴し、適正な額を措置すること。また、部局内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

役務費

適切な連絡方法、手段を講じることで通信運搬費の節減に結びつけ、広告料、手数料等も実績を勘案の上、事業効果を十分に参酌した経費とすること。

建物及び車両にかかる保険料は、財政課において一括算定し各課に周知、指示するので、平成24年度中に異動があったものや平成25年度中に新たに保険加入が必要なものについては、漏れなく財政課に連絡すること。

委託料

年度当初に契約が集中することから、長期継続契約業務、債務負担行為による契約業務、単年度業務を識別して契約事務の平準化を図るとともに、複数施設の植栽管理業務や施設管理業務を取りまとめることにより、契約事務の平準化とコスト削減を図ること。

- (ア) 民間業者等に委託する場合は、業務内容を厳しく分析し、必要経費を勘案した計上とすること。
- (イ) 継続している事業については、聖域と捉えることを厳禁とし、業務仕様書を積極的に見直し、新たな視点、発想で見積もること。
- (ウ) 継続業務や新規業務に拘束されない斬新な発注方法を模索し、多様な選択肢から厳選すること。
- (エ) 委託料の改定が予測されるものについては、説明資料の添付を義務付ける。業務内容が大幅に変更になる場合は、適宜に見積書を提出すること。

使用料及び賃借料

- (ア) 土地、建物の賃借料は、前年度契約単価を参考に、公租公課を加えて見積もること。

一般会計に係る土地借上料については、財政課で一括計上することから、平成24年度中に異動があったものや平成25年度中に新たに予算措置が必要な場合には、漏れなく財政課に連絡すること。
- (イ) 複写機や印刷機使用料は、現行単価で見積もること。
- (ウ) 事務機器等の増設については、原則考慮しない。リース期間満了を迎える機器については、再リースでの調達を基本とし、過大な配備機器については契約終了とすること。さらに経費の縮減につながる事が想定される時には財政課との協議を経て、事務環境の向上に寄与させること。

備品購入費

庁用備品の購入は原則として認めない。公用車の維持と運行に際し、集中管理方式を大原則とし、経費の削減を行うこと。公用車購入を計画している場合は、財政

課との協議を経て、環境に配慮した車種選定を基本とする。

(4) 補助費等

市の補助団体について、既得権を聖域化することなく、ゼロベースの視点から自主財源による組織の活性化を促しながら、団体の理念を実現するための適正な補助金交付指針を基礎として、指導、助言、育成に配慮した予算措置を講じること。また、一部事務組合についても、組織の原点に戻りながら事業展開をしていただくこととし、事前協議を重ねながら、構成市の共通理解事項を基盤にして合理的な積算根拠による負担金額を計上すること。

新規要望や増額要望を原則、許容しない。

補助団体としての必要性を再検証し、それぞれの事業ごとに財政状況や組織の目的を精査、分析しながら、補助の見直しと廃止を含めた補助金の適正化を図ること。

所定の補助目的を遂げた団体については、補助の打ち切り対象とすること。

積算根拠が不明確なものは補助経費の削減対象になるものであること。

(5) 維持補修費

安全な施設、将来の大規模改修の削減を基本に、重要度、緊急性を最優先しながら、施設の維持管理に配慮して見積もること。また、部局内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

(6) 投資的経費

総合計画実施計画を基本として、継続事業においては行政評価実施計画書に基づき、各事業の必要性、有効性、効率性及び公共性を総合的に判断して見積もること。また、部局内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

補助事業（県単独支出金による事業を含む。）

(ア) 国等の予算の動向を漏れなく把握し、確実な見通しを立てながら見積もること。

(イ) 原則として、補助基本額で見積もること。

(ウ) 効果の薄い補助金については、これを受け入れないこととするとともに、零細補助金は受け入れないことを基本として、特に厳選すること。

市単独事業

(ア) 緊急性、投資効果、施設の運営方法、将来の維持管理にまで踏み込んで十分な検討を加え、真に事業効果が創出できるものに限定すること。

(イ) 適正規模、構造等を綿密に調査し、必要最小限の見積もり額とすること。

(7) 債務負担行為

事業の性格を見極めながら、当該年度及び当該年度以降の財政負担を考慮した上で設定を認めるものであること。

4 各種基金について

- (1) 適正な資金管理を実践するとともに、運用の適正化を図ること。
- (2) 土地開発基金で保有している土地で、売却が可能な土地については売却を促進し、売却が出来ない土地については貸し出して積極的に管理費を削減すること。

5 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、一般会計同様の視点に立ち、その設置目的を十分理解し、全事務事業について徹底した見直し検討を行った上で、企業感覚に立って経営状況及び将来の見通しをたて、依存している一般会計からの繰出金の計画的な減額が図れるよう見積もること。

6 その他

- (1) 市議会において決議、採択された請願、陳情その他指摘事項及び要望事項については、その内容に十分配慮すること。
- (2) 職員からの優れた提案については事務事業に反映し、事業費の削減を図ること。
- (3) 平成25年度は、緊急雇用創出事業が廃止されることから、同事業により雇用していた臨時職員等の雇用は原則として廃止すること。
- (4) 予算は年間を通じた財政需要のすべてを見積もること。年度途中の補正は、編成過程で特に協議したもののほか、緊急やむを得ないものに限るので、留意すること。
- (5) 例年、当初予算計上額に対し多額の決算乖離が生じている事業については、要因を分析し、見直し手法の見直しなどにより是正に努めること。

別表

区分	歳出予算の積算基準及び留意点
一般行政経費	(1) 義務的経費(人件費, 扶助費, 公債費)を除いた経常的経費については, 物件費を中心に平成24年度当初予算額(シルバー人材センター委託料及び電気料金については実績見込額)の95%以下に抑制すること。
投資的経費	(1) 普通建設事業については, 総合計画実施計画掲載事業を優先し予算化するものとし, 事業費については実施計画での計上額を上限とすること。
1節:報酬	(1) 各種委員会, 審議会等の開催回数については, 年間の回数を精査のうえ必要最小限とし, 現行単価により算出のこと。 (2) 嘱託職員についても必要最小限で見積り, 単価については, 「嘱託職員の任用に関する規則」により算出のこと。
2節:給料 3節:職員手当等 4節:共済費	(1) 職員(嘱託職員・臨時職員を除く。)の人件費については, 総務課で取りまとめて要求するものとする。 なお, 人件費を計上する特別会計においては, 総務課と調整を行ったうえで, 歳入歳出予算総額の調整をすること。 (2) 時間外勤務手当の年度途中の補正は原則として認めない。 (3) 特殊勤務手当の要望については, 予算編成システムへの入力はずに, 別添の様式で11月20日までに総務課に電子データで提出すること。
7節:賃金	(1) 事前に総務課と協議し, 調整済みとなったもののみ要求すること。雇用にあたっては極力抑制し, やむを得ず雇用する場合は, 最小限の日数とすること。 単価については, 「臨時職員の任用等に関する規則」により算出のこと。
8節:報償費	(1) 講師については, 可能な限り行政機関職員等の活用を図り歳出を抑制すること。 (2) 記念品等に係るものについては, 内容を精査し抑制すること。 (3) 謝礼の金額は, 日額6,000円以内とし, 事業内容を精査し必要最小限で見積ること。
9節:旅費	(1) 日当については支給しないこととして積算すること。 (2) 公用車の効率的な活用を図ること。 (3) 嘱託職員の通勤手当については費用弁償で見込むこと。 (4) 東京方面への出張でTXを利用する場合の乗降駅は, 「みらい平駅」として積算すること。
10節:交際費	支出内容等を十分精査し, 節減に努めること。

11 節：需用費	<p>(1) 消耗品費 総務課で調達可能な庁用事務用品については、その他の課等においては原則として計上しないこと。 複写機等の使用では、資料の作成・配布の工夫によりコピー量を抑えること。</p> <p>(2) 燃料費 燃料費については下記の単価で見積もることとするが、使用量について明記し、予算編成時点での価格の変動に対応できる積算とすること。</p> <table data-bbox="571 607 1270 786"> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>レギュラーガソリン</td> <td>145円/ℓ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽油</td> <td>120円/ℓ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>灯油(配達)</td> <td>84円/ℓ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A重油(配達)</td> <td>83円/ℓ</td> </tr> </table> <p>(3) 食糧費 会議賄いについては、真にやむを得ない場合に限り計上することとし、一人3,000円以内とする。弁当代は一人600円以内とする。なお、職員分は自己負担とすること。 会議等での茶等の提供は原則認めない。</p> <p>(4) 印刷製本費 可能な限り庁内の印刷機を活用することとし、印刷部数及び発行期間等の見直しや広報紙または市ホームページへの掲載等によりペーパーレス化と刊行物の整理統合を図ること。</p> <p>(5) 光熱水費 使用量の把握とともに、なお一層の節約を図り削減に努めること。</p> <p>(6) 修繕料 施設の状況を十分に調査把握し、緊急性、工法等検討のうえ必要最小限度の額を要求すること。また、部局内で複数の要求がある場合は必ず優先順位をつけること。</p> <p>(7) 賄材料費、医薬材料費 実績額を考慮し、的確に見積もること。</p>	燃料単価(消費税込み)	レギュラーガソリン	145円/ℓ		軽油	120円/ℓ		灯油(配達)	84円/ℓ		A重油(配達)	83円/ℓ
燃料単価(消費税込み)	レギュラーガソリン	145円/ℓ											
	軽油	120円/ℓ											
	灯油(配達)	84円/ℓ											
	A重油(配達)	83円/ℓ											
12 節：役務費	<p>(1) 電話料については、通話実績を踏まえて見積もること。</p> <p>(2) 建物及び車両にかかる保険料は、財政課において一括算定し各課に要求額資料を提供するので、平成24年度中に異動があったものや平成25年度中に新たに保険加入が必要なものについては、漏れなく財政課に連絡すること。</p>												
13 節：委託料	<p>(1) 職員で対応可能な業務は、委託業務から除外し経費の縮減に努めるものとするが、民間委託により住民サービスの向上とコスト削減につながるものは、積極的に導入すること。</p> <p>(2) 業者からの見積りに頼ることなく、積算根拠、方法、価格の妥当性などを十分に</p>												

	精査すること。
14節：使用料及び賃借料	<p>(1)事務機器等で平成25年度にリース期間満了となるものについては、再リースでの調達を基本とすること。(ただし、複写機、複合機でリース料を支払っている機器については、リース料の発生しない形態で新たに借り換えるものとする。)</p> <p>(2)一般会計に係る土地借上料については、財政課で一括計上することから、平成24年度中に異動があったものや平成25年度中に新たに借用が必要な場合には、漏れなく財政課に連絡すること。</p> <p>(3)バス利用の際は、可能な限り行政バスを利用すること。 (行政バス使用管理規程を参照のこと。)</p>
18節：備品購入費	庁用備品の購入は、原則認めないこととする。
28節：繰出金	特別会計においては、経営の一層の効率化と健全化に取り組み、一般会計からの基準外の繰出しを抑制すること。

今後の収支見込みに変更が生じた場合などは、必要に応じて積算基準の調整を行うことがあります。